

親任官任命(一色)

内閣人 第一八〇号

起案

平成一八年一〇月二日

決定 平成一八年一〇月三日  
上奏 平成一八年一〇月三日  
裁可 平成一八年一〇月三日

施行

平成一八年一〇月三日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

五

原

菅 国務大臣

五

柳澤 国務大臣

五

大田 国務大臣

五

溝手 国務大臣

五

長勢 国務大臣

五

松岡 国務大臣

五

久間 国務大臣

五

山本 国務大臣

五

麻生 国務大臣

五

甘利 国務大臣

五

佐田 国務大臣

五

尾身 国務大臣

五

冬柴 国務大臣

五

塩崎 国務大臣

五

伊吹 国務大臣

五

若林 国務大臣

五

高市 国務大臣

五

最高裁判所長官町田

顯は裁判所法第五十条の規定により十月十五日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事島田仁郎を最高裁判所長官に指名し、左のとおり

内閣

閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所長官に任命する

最高裁判所判事

島田

仁郎









5丁						裁判所								
五		四	三	二								平成 元	年 号	
一〇		六	一〇	六		一〇	〃		一〇			八	月	
三		二三	二〇	三	二三	二〇	三		二			二五	日	
法制審議会幹事に任命する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法制審議会刑事法部会委員に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法制審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	法制審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	部の事務を総括するものの指名を解く
〃	〃		〃	〃	法務省				法務省		最高裁判所		庁	名

島田仁郎

6 丁					裁 判 所									
〃	〃			〃			〃				〃	〃	平成	年
〃	〃			四			〃				〃	六	五	号
〃	一〇			九			〃				〃	三	一〇	月
											〃	二二	二〇	日
宇都宮地方裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事		者に指名する	宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所長を命ずる	宇都宮地方裁判所判事に補する	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	矯正保護審議会委員に任命する
	内閣					〃		最高裁判所				内閣	法務省	庁名

島田仁郎



7丁							裁 判 所						
	"	"	"	"	"	"	平成					年	
		一		一〇			六					号	
	四	一		九		"	五					月	
	一	一		一		"	二〇					日	
司法研修所教官に充てる	部の事務を総括するものの指名を解く	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	東京高等裁判所判事に補する	浦和地方裁判所長を命ずる	浦和地方裁判所判事に補する	兼官を免ずる	矯正保護審議会委員を免ずる	者に指名する	宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所長を命ずる	事
		"	"	最高裁判所		内閣		法務省	最高裁判所				項
													庁
													名

島田仁郎

8丁							裁判所									
							年	号	月	日	事	項	庁	名		
							一七	一六	一一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	
							六	一一	二	二	二	二	二	二	二	
							一	二九	二八	七	二一	二一	二一	二一	二一	
							檢察官適格審査会委員に任命する	檢察官適格審査会予備委員に任命する	檢察官適格審査会予備委員に任命する	最高裁判所判事に任命する	大阪高等裁判所長官に補する	仙台高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	司法研修所長に補する	最高裁判所	最高裁判所
							〃	〃	法務省	内閣	〃	最高裁判所	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

島田仁郎